

立川市の緑の概況について

1. 緑の概況

<市の概況>

1 市の位置・地勢

本市は、東京都のほぼ中央、西よりに位置し、市域面積は24.36km²*です。市域の南側には多摩川、北側には武蔵野台地開墾の源となった玉川上水が流れ、多摩川の段丘崖に緑の多い傾斜地をみるほかは、地形は概ね平坦です。

本市は、国から首都圏の「業務核都市」に位置づけられ、JR立川駅周辺を中心に商業・業務機能等の集積が図られるとともに、文化、研究、防災などの広域的な都市機能が整備され、拠点形成が進められています。

市域の北部は、五日市街道、玉川上水に沿って農地や武蔵野の雑木林などが広がり、緑豊かな地域を形成しています。

※都市計画区域面積は2,438ha（24.38km²）



※東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分1地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 30 都市基交著第162号

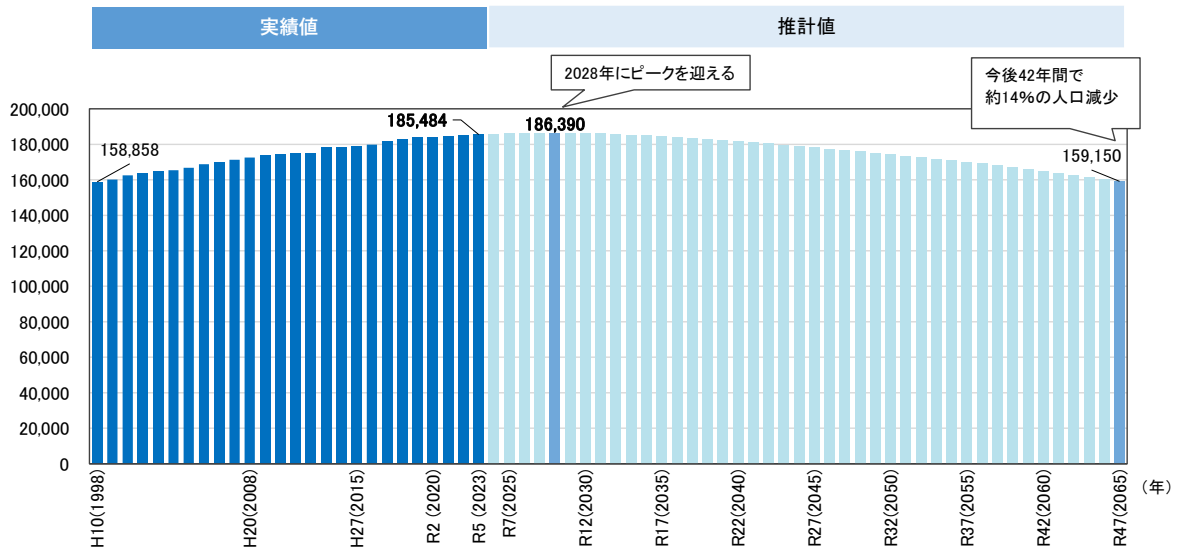
図 立川市の位置

2 人口の推移

令和5（2023）年1月1日現在の総人口は185,484人、世帯数は95,713世帯です。

人口は、現行計画が基準としている令和2（2020）年1月1日現在の値から、約0.8%増加しています。

最新の将来人口推計では、本市の人口は令和10（2028）年にピークを迎え、その後減少する見通しです。また、高齢者人口が増加傾向にあり、将来においても少子化、高齢化社会が続くと推定されています。



※実績値は各年1月1日現在の人口
平成25(2013)年以降については、外国人を含む。(住民基本台帳法の改正により)

図 総人口の推移及び将来見通し

出典) 立川市統計年報、立川市第5次長期総合計画後期基本計画策定のための将来人口推計調査結果(令和5年9月)

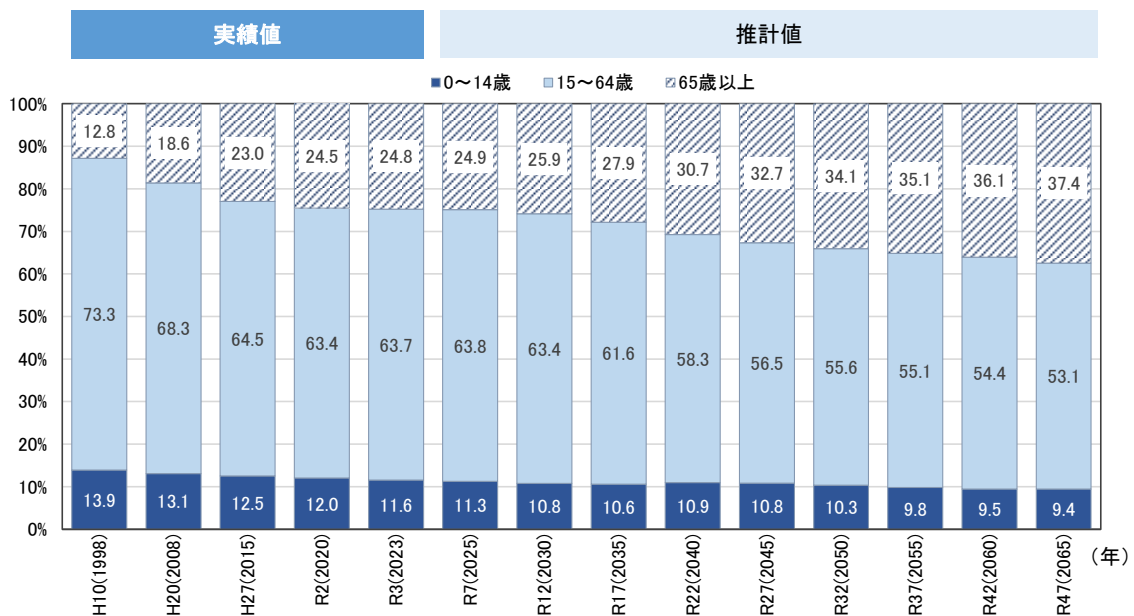


図 年齢3階層別人口の推移及び将来見通し

出典) 立川市統計年報、立川市第5次長期総合計画後期基本計画策定のための将来人口推計調査結果(令和5年9月)

3 土地利用

本市の土地利用は、宅地が少しずつ増加しています。

現行計画策定時の令和2（2020）年1月1日の値から、宅地が0.27ポイント増加した一方で、相続の発生や農業者の高齢化、後継者不足等を背景に田・畑が0.02ポイント減少しています。

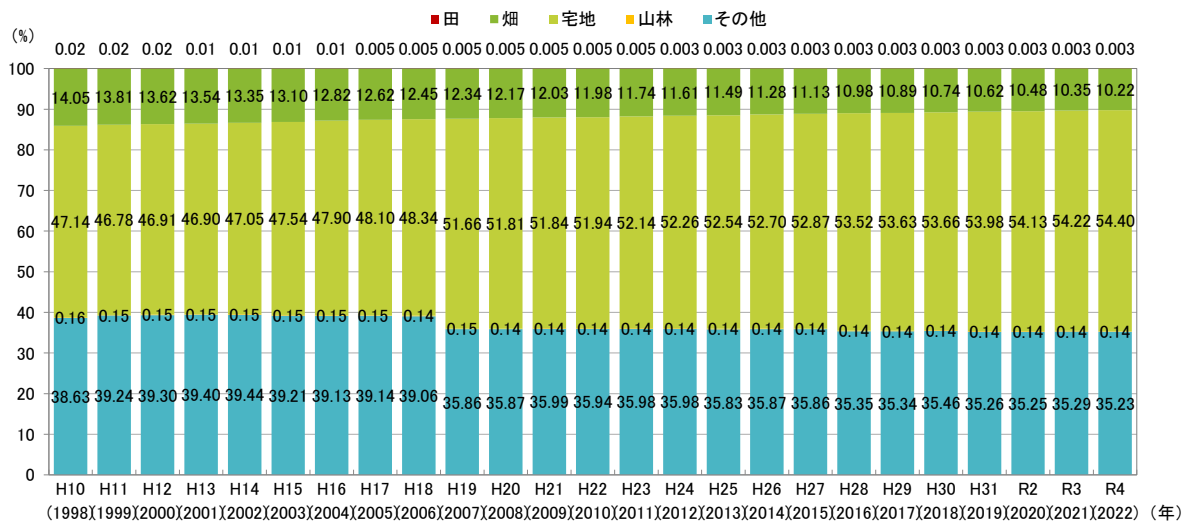


図 地目別土地面積構成比の推移

出典) 立川市統計年報

<緑の概況>

4 地形と緑の特徴

本市の地形はほぼ平坦ながら、北側の台地から南に向かってなだらかに下り、台地と多摩川沿いの低地の境にある立川崖線を経て、多摩川沿いの平地に至ります。立川崖線沿いには斜面林が残り、連続した緑を形成するとともに、斜面の下には湧水があり、多様な生きものの生息空間となっています。また、崖線に沿って根川と矢川が流れています。

市の南部には、縄文時代や奈良時代、平安時代の遺跡が数多くあり、古くから人々の生活が営まれていました。

江戸時代に入ると、市の北部において新田開発により集落（砂川新田）が開かれ、玉川上水の開削を機に、集落は五日市街道に沿って東西に広がっていきました。五日市街道周辺には、現在でも短冊状の敷地割が特徴的な農地や、北風や砂埃を含む「赤っ風」から家屋を守る防風林の役割を果たしてきた農家の屋敷林が残されており、屋敷林の一部であるケヤキ並木、玉川上水などとともに、特徴的な郷土景観を形成しています。

明治時代の鉄道開通、大正時代の立川飛行場の開設などにより、多摩地域の中心都市としての発展がはじまりました。昭和 52（1977）年の立川基地全面返還後、跡地周辺において都市基盤の整備が進みました。市の中央部の新市街地は、現在もなお、多摩地域における代表的な拠点の一つとして、商業や業務機能等の集積が図られており、近年、商業施設の整備等に伴って魅力的な緑の創出が進んでいます。

さらに、市の中央部西側には、広大な敷地を有する国営昭和記念公園があり、緑豊かな環境を形成しています。また、良質な植木の生産が行われているまちとして全国的に知られ、緑の豊かさに寄与しています。



昭和 30 年ごろの五日市街道の様子

出典) 立川市HP

立川市の地形と主な緑

河川と水辺の緑



残堀川



根川緑道



多摩川

出典) 立川市教育委員会HP

崖線の緑

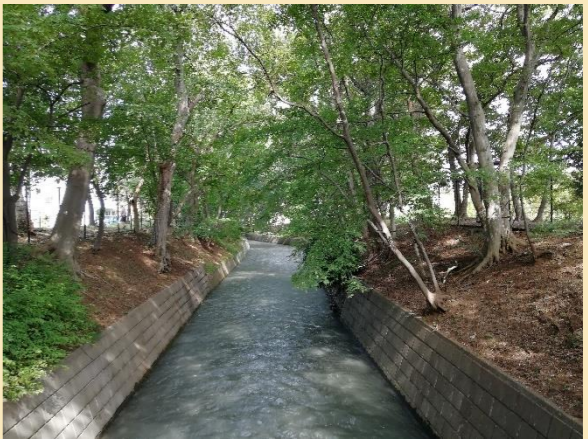
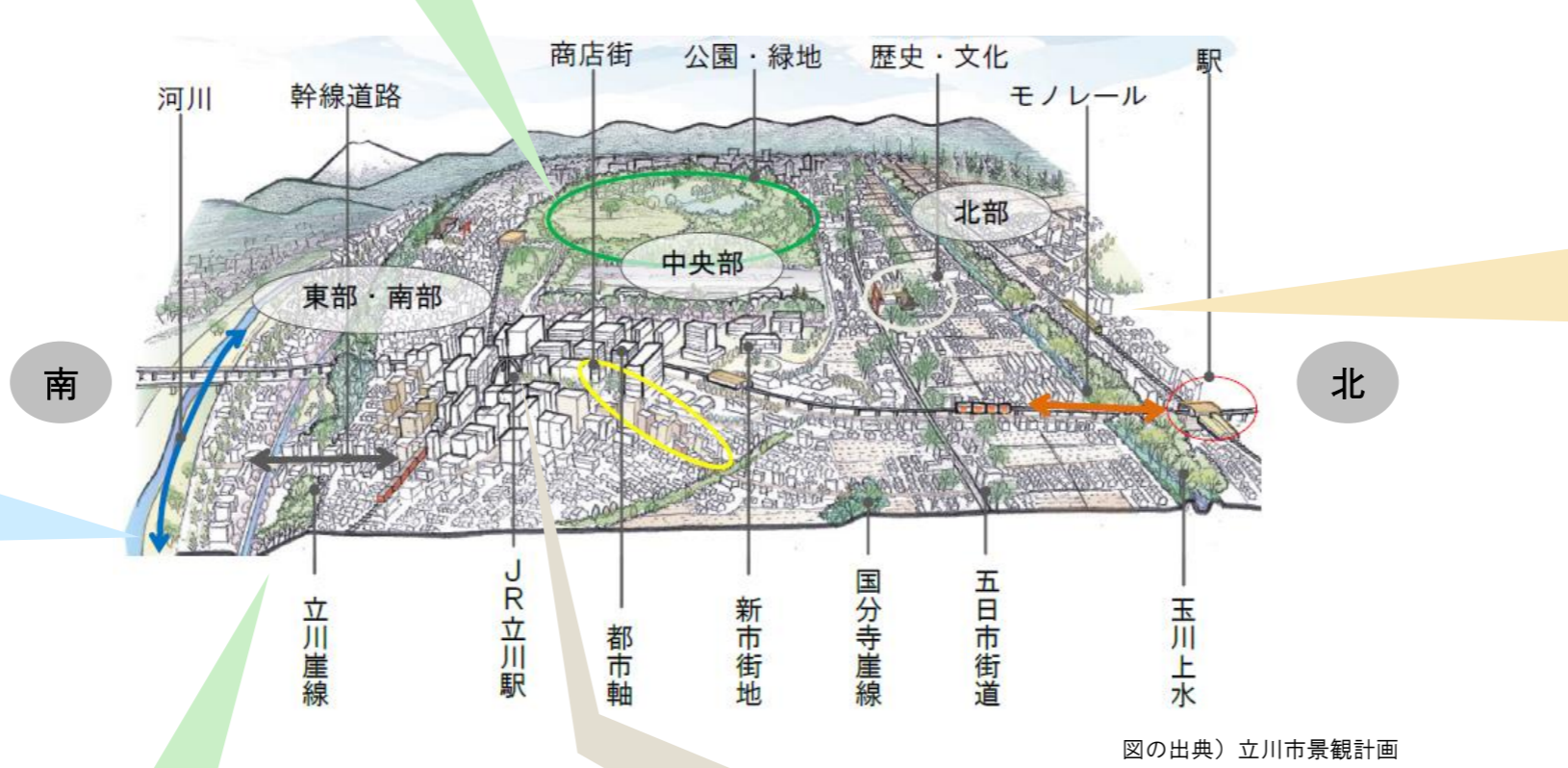
立川崖線

公園・緑地

国営昭和記念公園
出典) 国営昭和記念公園HP

五日市街道周辺の歴史・文化を伝える緑

五日市街道周辺の農地、屋敷林
川越道緑地と古民家園



玉川上水

五日市街道
出典) 立川市教育委員会HP

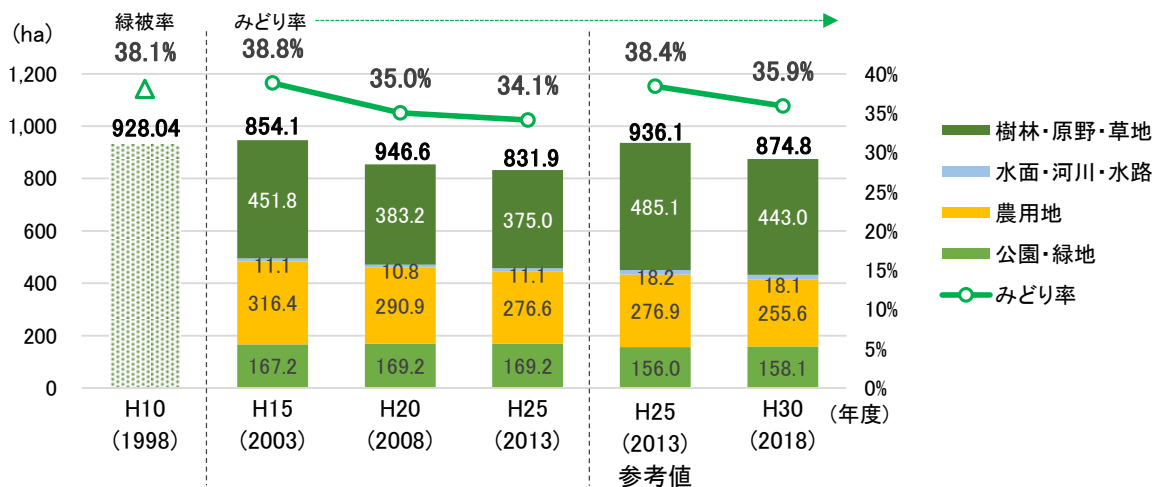
サンサンロード

5 緑の分布とみどり率の推移

本市では、南部に位置する立川崖線の斜面林、北部の玉川上水及び五日市街道周辺の農地や屋敷林、中央部西側の国営昭和記念公園等にまとまった緑が残されていますが、市域全体の緑は、過去20年間で減少しています。

平成30（2018）年度のみどり率*は35.9%です（緑被率*では30.7%）。

同じ精度で計測され、比較可能な直近の平成25（2013）年度から平成30（2018）年度にかけての推移をみると、総面積は61ha減少し、みどり率は2.5ポイント低下しました。公園・緑地が約2ha増えていますが、樹林・原野・草地在約42ha、農地が約21ha減少しており、市の北部を中心に、農地とその周辺の樹林のまとまった減少がみられます。



※農用地面積は、課税資料（各年1月1日）に基づき整理された面積で、緑被地（樹木被覆地、草地）と、緑被地以外の部分を含む。

図中の破線は、緑被地の抽出精度が同一の範囲を示す。

平成30（2018）年度の値は、従来に比べて高い精度で緑を抽出することができる近赤外線画像を活用して算出されている。

平成25（2013）年度参考値は、みどり率の推移を把握するために、平成25（2013）年の航空写真及び近赤外線画像を活用し、平成30（2018）年度と同じ手法・抽出精度で算出した値。

平成15（2003）年及び平成20（2008）年については、近赤外線画像がないため、平成30（2018）年度と同じ手法・抽出精度での算定は行われていない。

図 緑被地面積及び緑被率の推移

（東京都みどり率データを基に作成）

【参考】みどり率と緑被率について

本市では、これまで緑被率（緑が地表を覆う部分の面積が占める割合）を用いて緑の量を把握してきました。東京都では、「東京が新たに進めるみどりの取組」（令和元年5月 東京都）において、みどり率（緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加えた面積が、地域全体に占める割合）を指標に「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」という目標を掲げています。このため、本市においても、みどり率を用いて緑の量の推移を把握していきます。

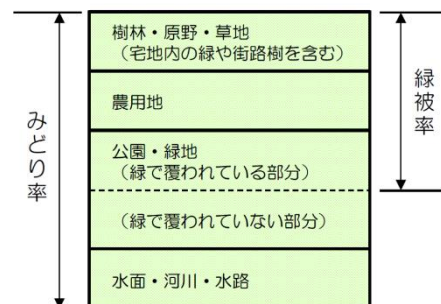
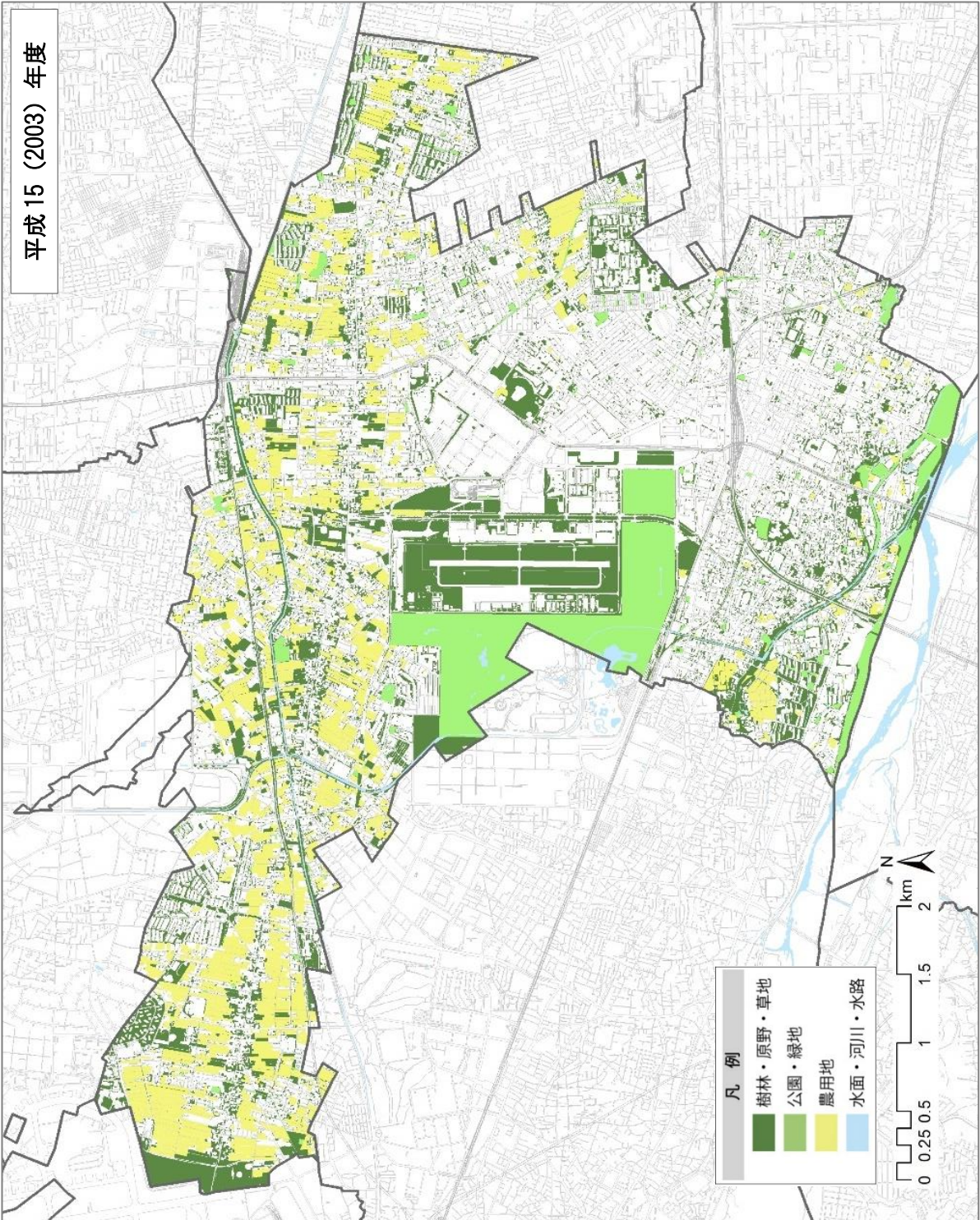
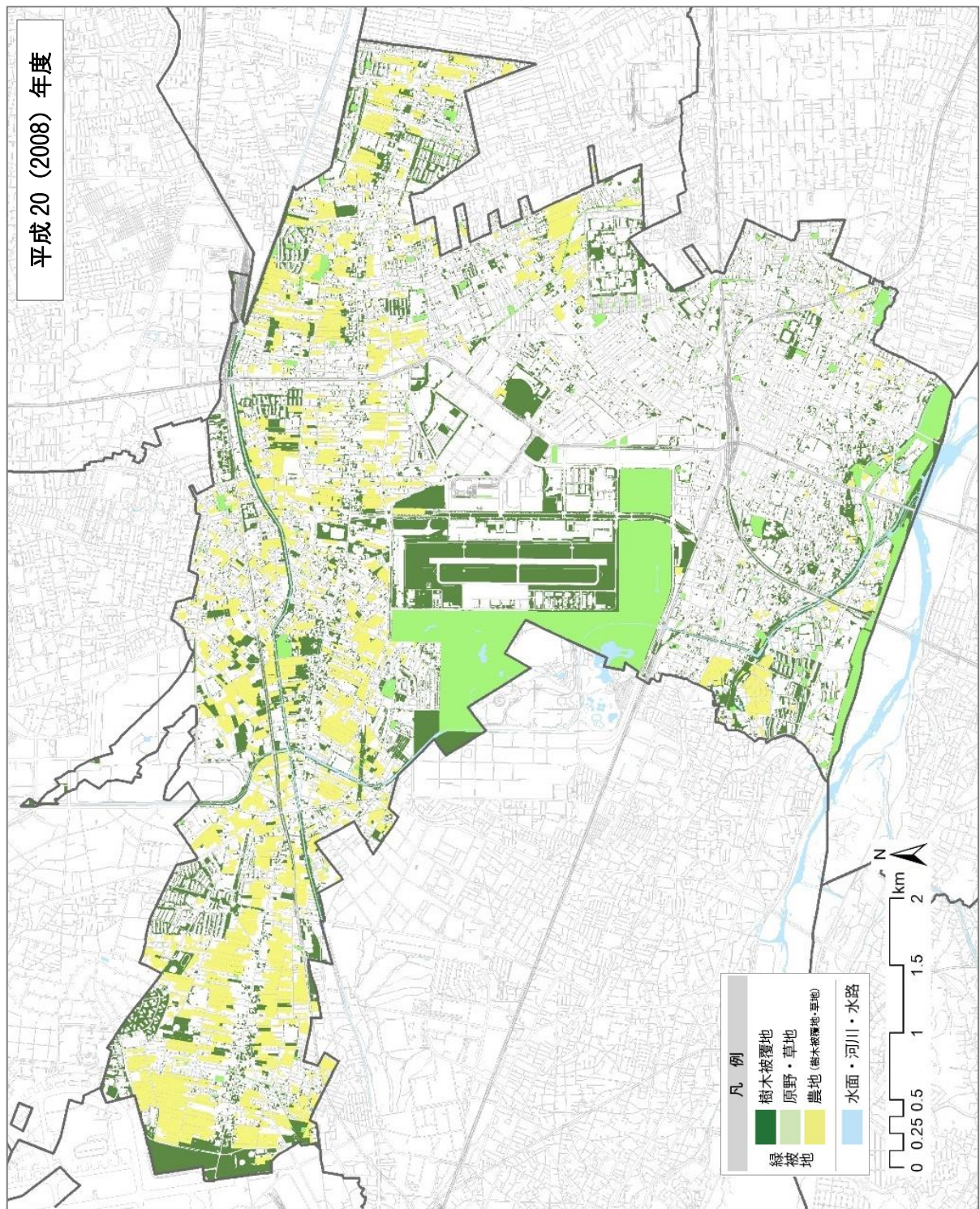


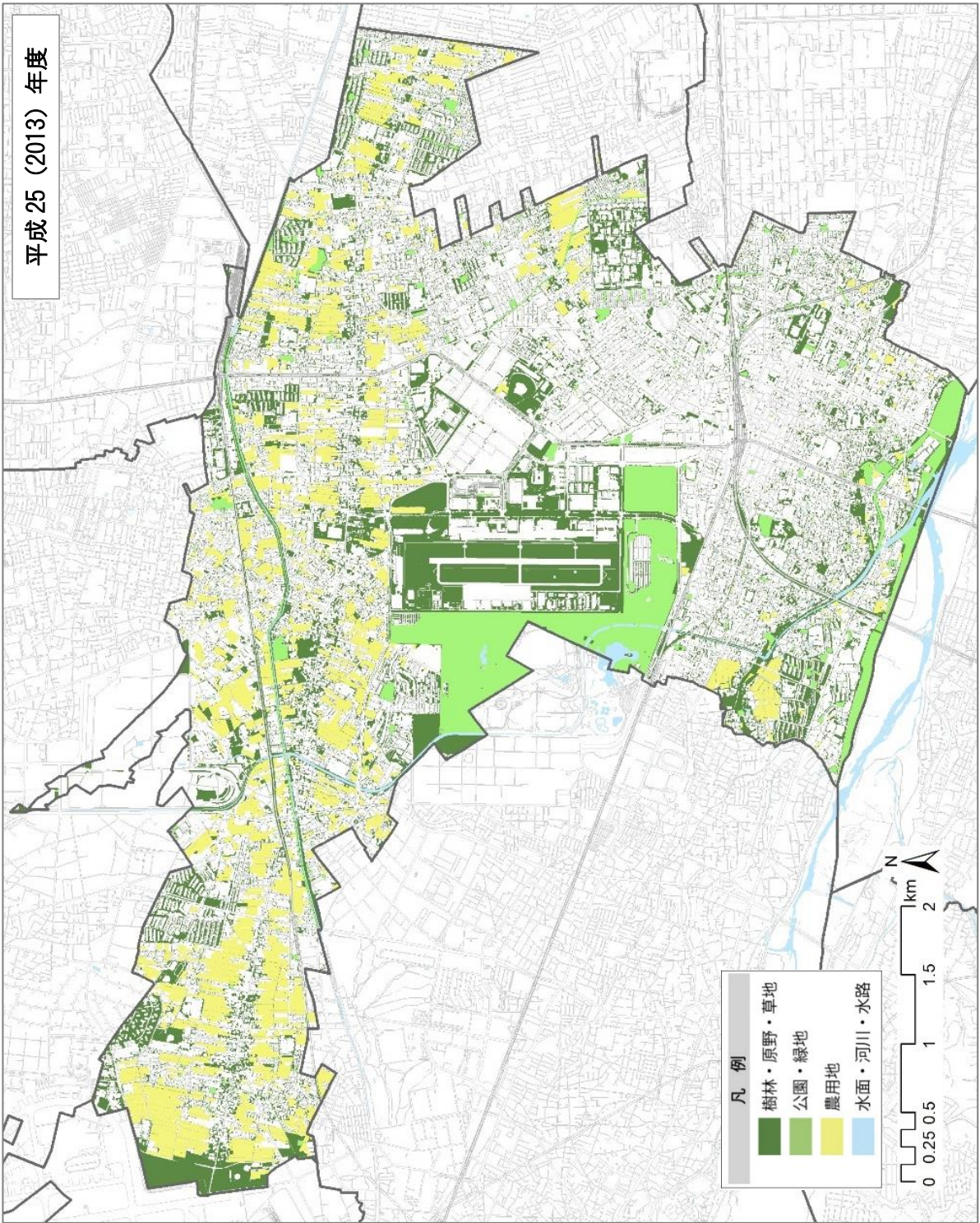
図 みどり率と緑被率の違い
出典「東京が新たに進めるみどりの取組」（令和元年5月 東京都）



※このページの地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分1地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号) 30 都市基交著第162号
 ※緑分布は、東京都環境局より貸与されたみどりシェープデータを基に作成したものである。



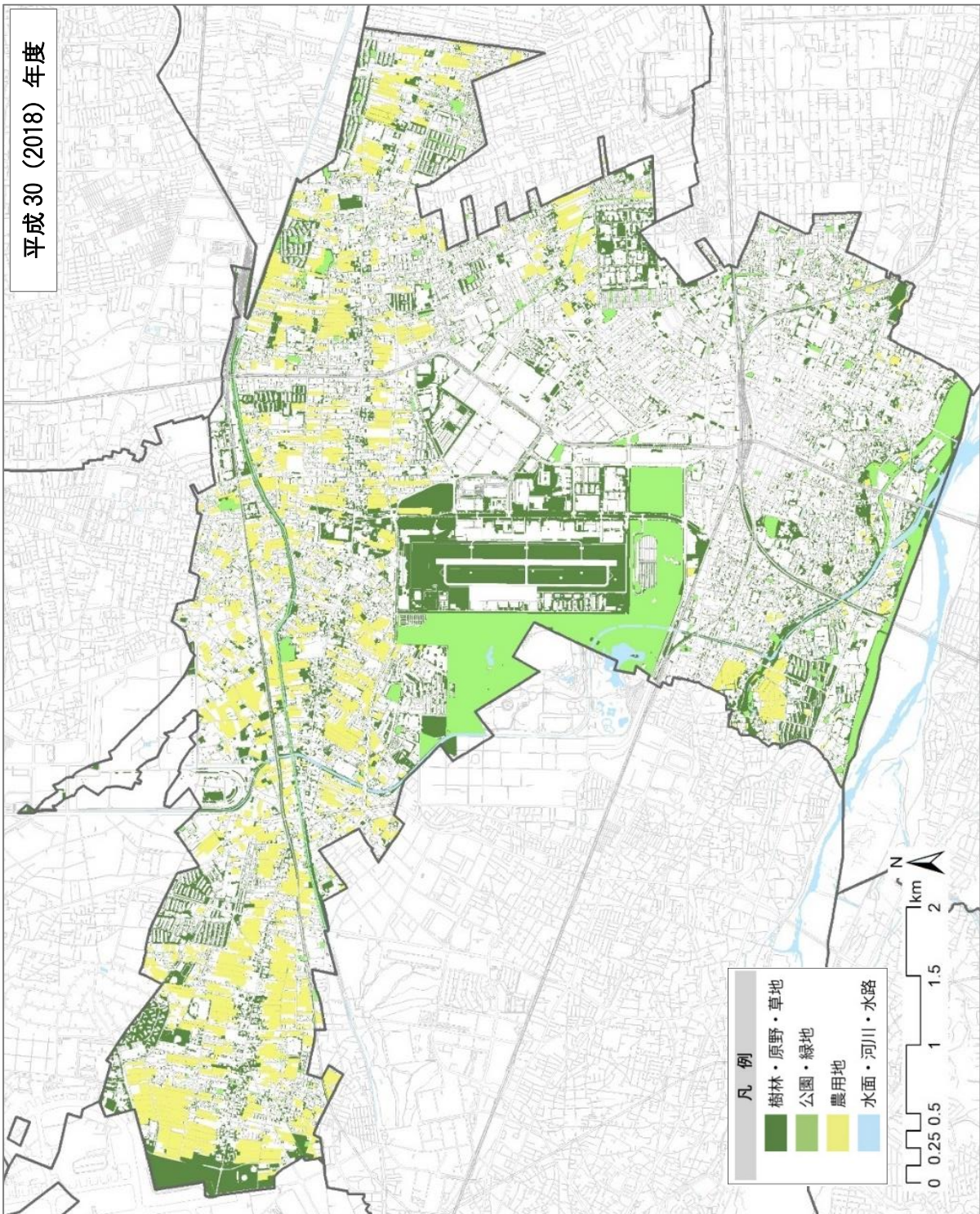
※このページの地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分 1 地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号) 30 都市基交著第 162 号
 ※緑分布は、東京都環境局より貸与されたみどりシェープデータを基に作成したものである。



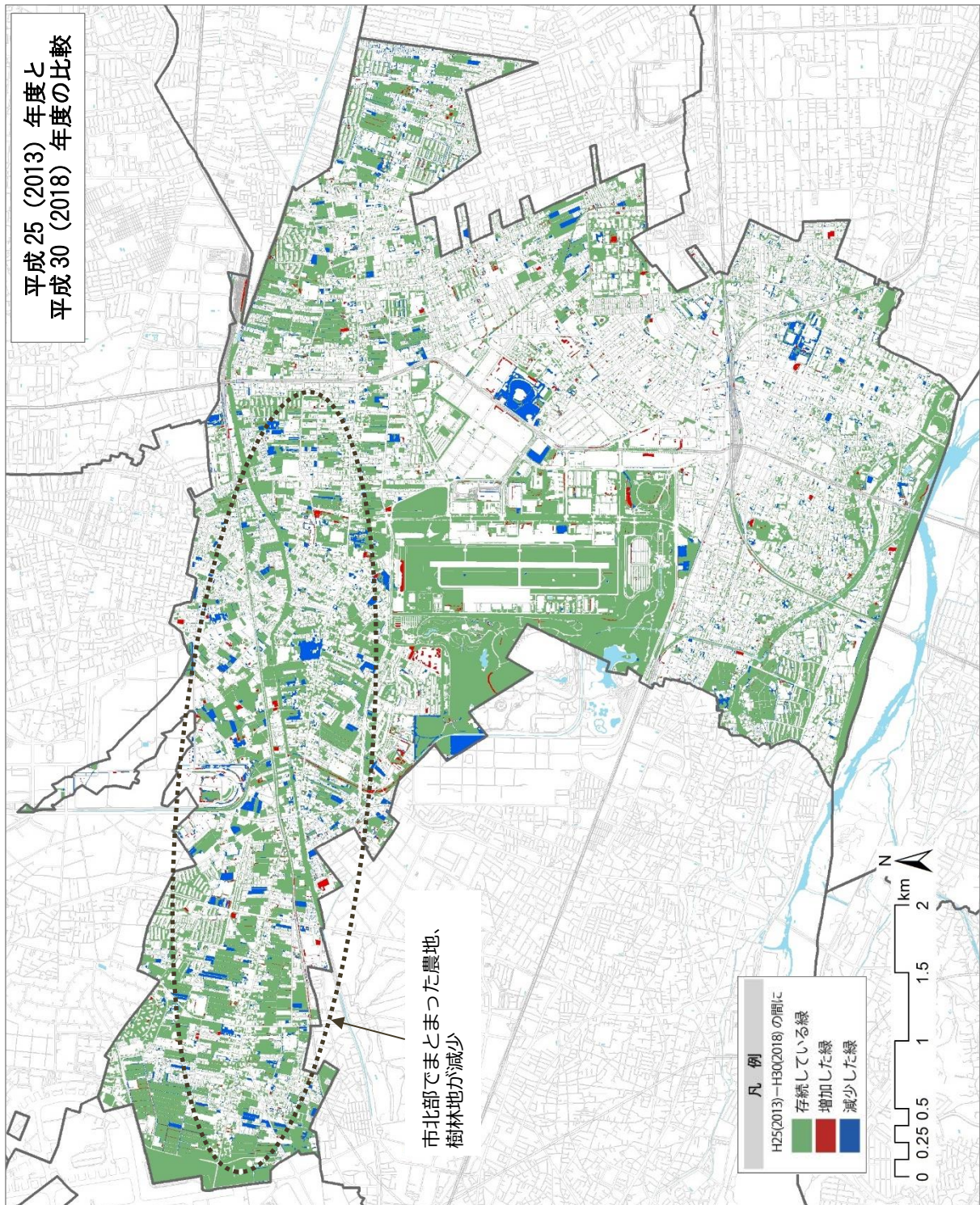
※このページの地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分1地形図を利用して作成したものである。

(承認番号) 30 都市基交著第 162 号

※緑分布は、東京都環境局より貸与されたみどりシェープデータを基に作成したものである。



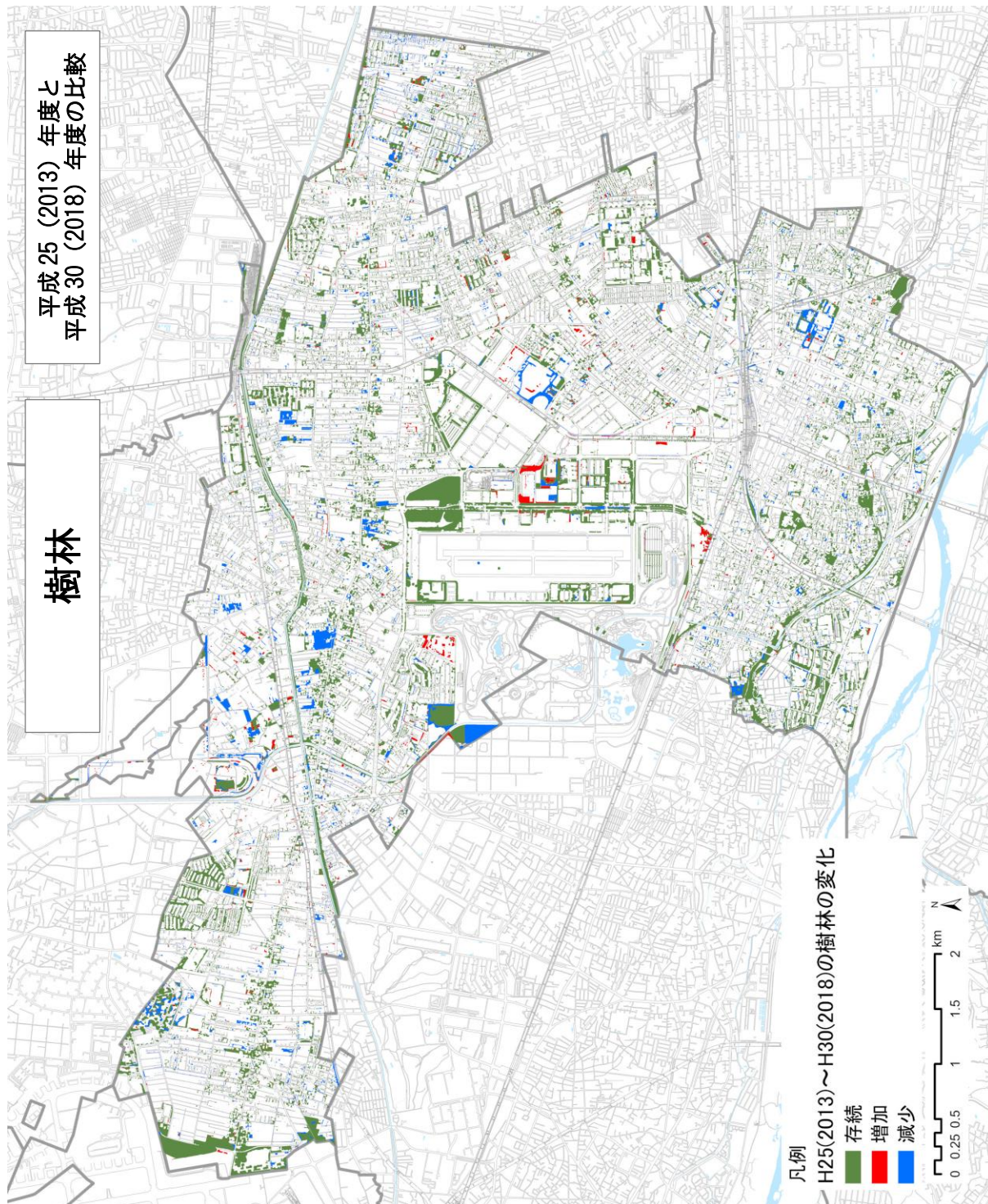
※このページの地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分1地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号) 30都市基交著第162号
 ※緑分布は、東京都環境局より貸与されたみどりシェープデータを基に作成したものである。



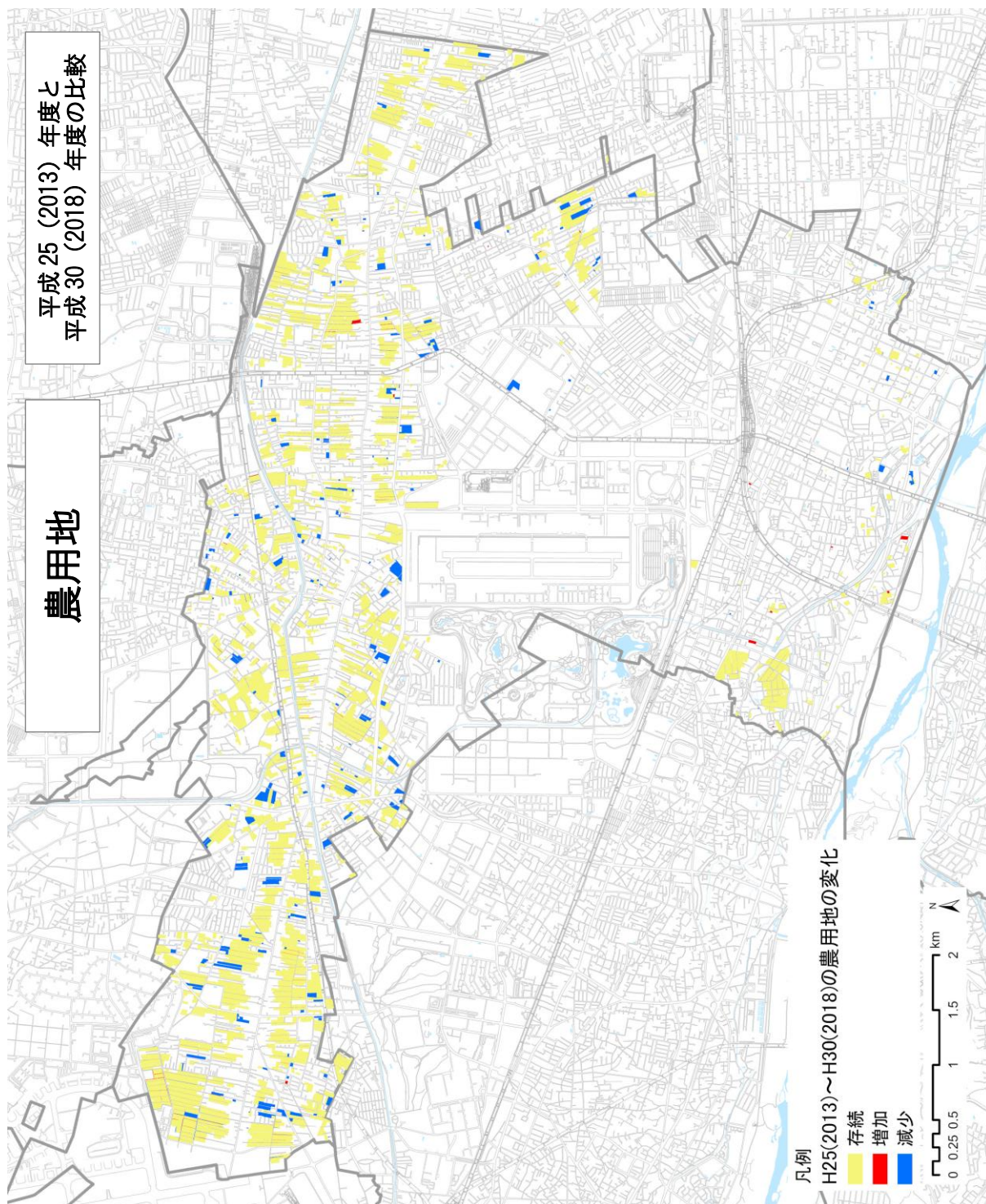
※このページの地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分1地形図を利用して作成したものである。

(承認番号) 30都市基交著第162号

※緑分布は、東京都環境局より貸与されたみどりシェープデータを基に作成したものである。



※このページの地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分1地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号) 30 都市基交著第162号
 ※緑分布は、東京都環境局より貸与されたみどりシェープデータを基に作成したものである。



※このページの地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分1地形図を利用して作成したものである。
 (承認番号) 30 都市基交著第162号

※緑分布は、東京都環境局より貸与されたみどりシェープデータを基に作成したものである。

6 主な施設緑地

施設緑地は、施設整備を通じて管理される緑地です。代表的なものとして公園、市民農園、民間施設の公開空地などがあります。

(1) 公園（都市公園、都市公園以外の公園、その他）

本市には、令和5（2023）年4月1日現在、都市公園法に基づく「都市公園」と、開発事業等に際して設置された小規模な「都市公園以外の公園」、「その他」（公社・公団の設置した公園等）があり、すべて合わせて264か所、178.3haの公園が設置されています。

都市公園のうち市が設置・管理する都市公園は100か所、58.6haあり、これに国営昭和記念公園、玉川上水緑道（都立）を加えた総面積は169.7haとなります。

また、都市公園以外の公園が155か所、5.7ha、その他（公社・公団の設置した公園等）が8か所、2.9ha設置されています。

現行計画策定以降、都市公園として高松一こぶし公園、砂川二ふれあいの森公園、柏二中央公園を、都市公園以外の公園として西砂三南公園、砂川一南公園、一番三西公園、柏二中央第二公園を新たに開設しました。



高松一こぶし公園



砂川二ふれあいの森公園



柏二中央公園



西砂三南公園



砂川一南公園



柏二中央第二公園

市民一人当たりの公園面積（都市公園、都市公園以外、その他）は、9.65 m²/人であり、人口の増加に伴い、やや減少傾向となっています。

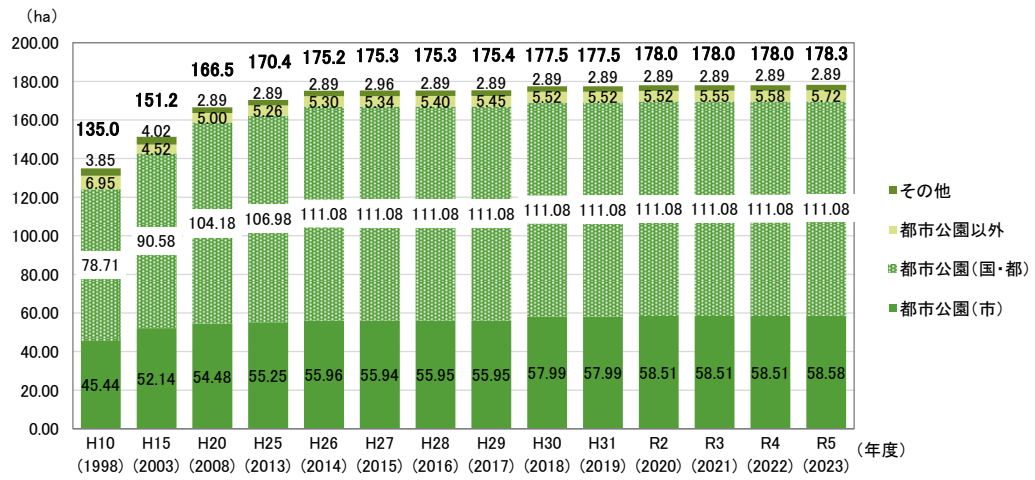


図 公園の面積の推移

出典) 東京都公園調査

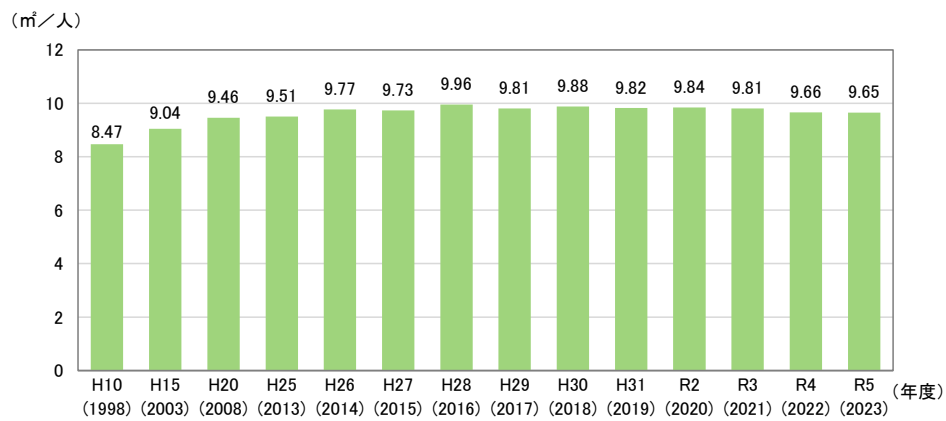


図 市民一人当たりの都市公園等面積の推移

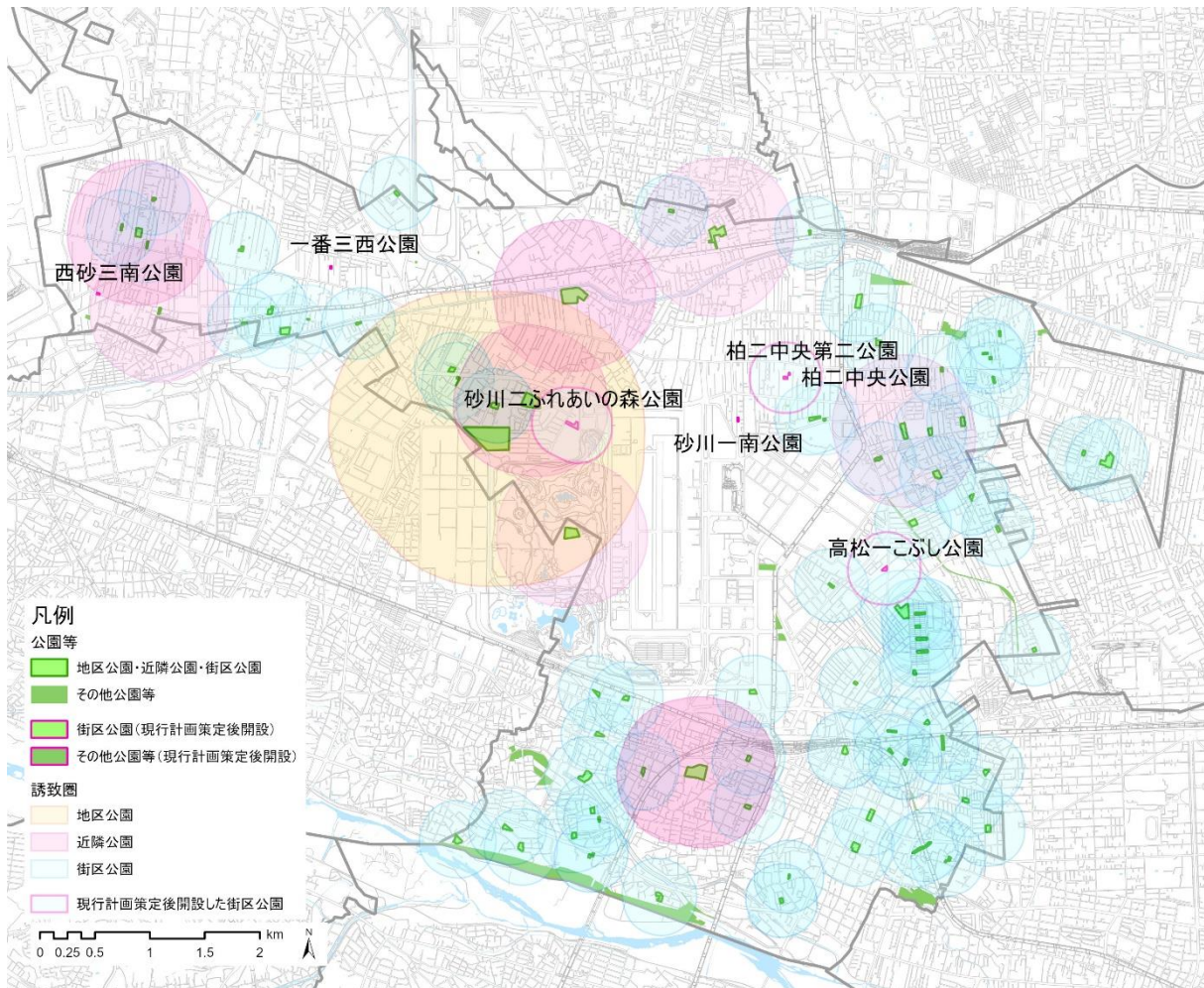
出典) 東京都公園調査

※人口データは「東京都の人口（推計）」（東京都総務局統計部）が使用されています。

しかし、公園の配置には偏りがあります。特に街区公園については、市の東部に集中が見られる一方で、北部には公園が不足する地域がみられます。

また、公園1か所あたりの面積に着目すると、都市公園の中でも市民に最も身近な街区公園の面積が1か所あたり平均0.14haであるのに対し、都市公園以外の公園は1か所あたり平均0.04haと、狭小な公園が多い状況です。狭小な公園は、面積の割に維持管理コストが高くなります。

さらに、本市には、昭和40年代から平成初期に開設され、設置後30年以上を経過した公園が多く、施設の更新、再整備等も今後の課題の一つとなっています。



※東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)5都市基交著第68号

図 都市公園（街区公園・近隣公園・地区公園）の配置と誘致圏

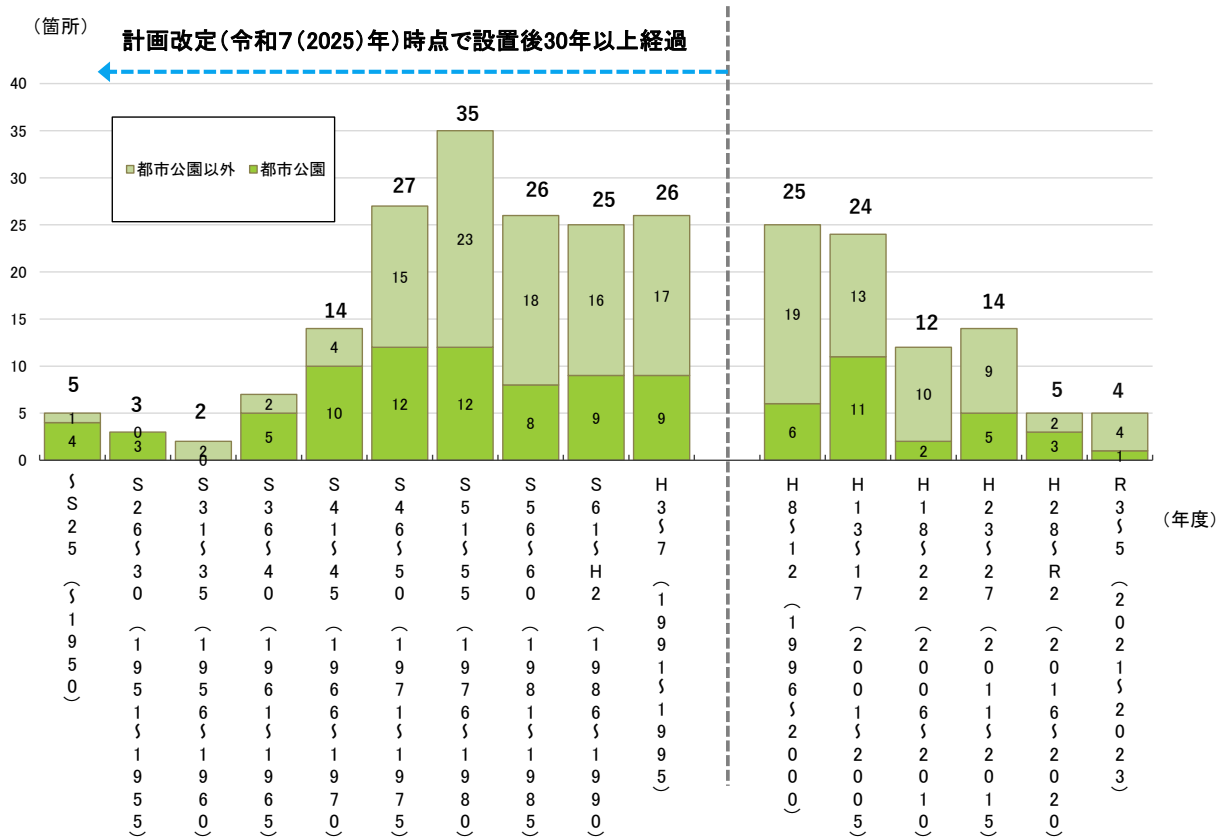


図 市が設置・管理する公園（都市公園、都市公園以外）の設置年代

(2) その他の施設緑地

公園以外の施設緑地のうち、主な公共施設緑地として、市役所・学校等の公共施設の緑化地、市民農園（2か所）、街路樹・道路植栽帯などがあります。

また、民間の開発行為等に際して、「立川市宅地開発等まちづくり指導要綱」に基づき、開発の規模に応じて開発地面積の3～6%以上の緑化地の設置を誘導しており、年間40件前後の開発事業等において緑化が行われています。



市民農園（柴崎町）

7 主な地域制緑地

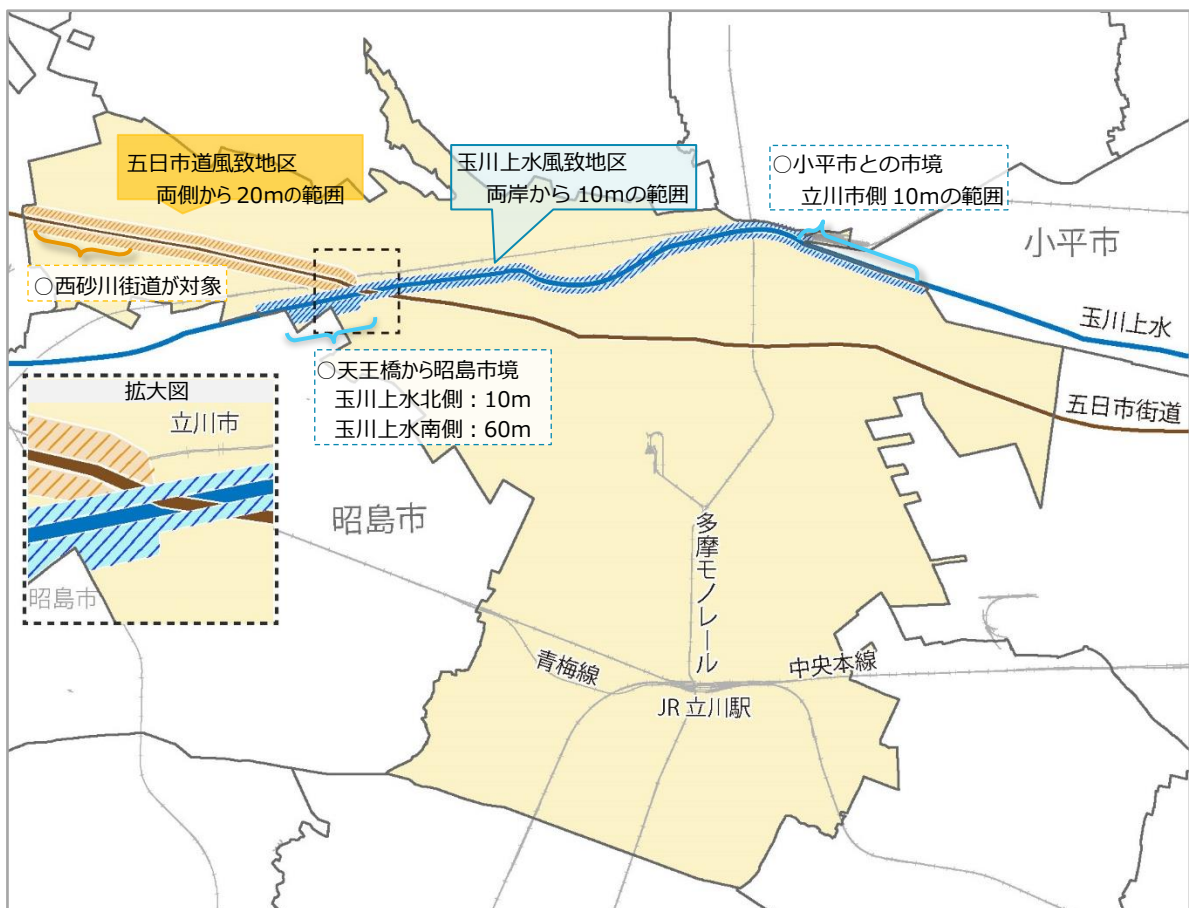
地域制緑地は、一定の土地の区域に対して、法律や条例により土地利用を規制することで緑地を保全する制度です。

本市の主な地域制緑地として、風致地区、生産緑地地区、保存樹木・保護樹林地、東京都保全地域の指定があります。

(1) 風致地区

風致地区は、都市計画法に基づき、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するため定める地区です。

本市では、玉川上水風致地区（11.7ha）、五日市道風致地区（12.0ha）の2地区を指定しています。



※風致地区の範囲は、本来より幅を広げて図化しています。

図 立川市風致地区位置図

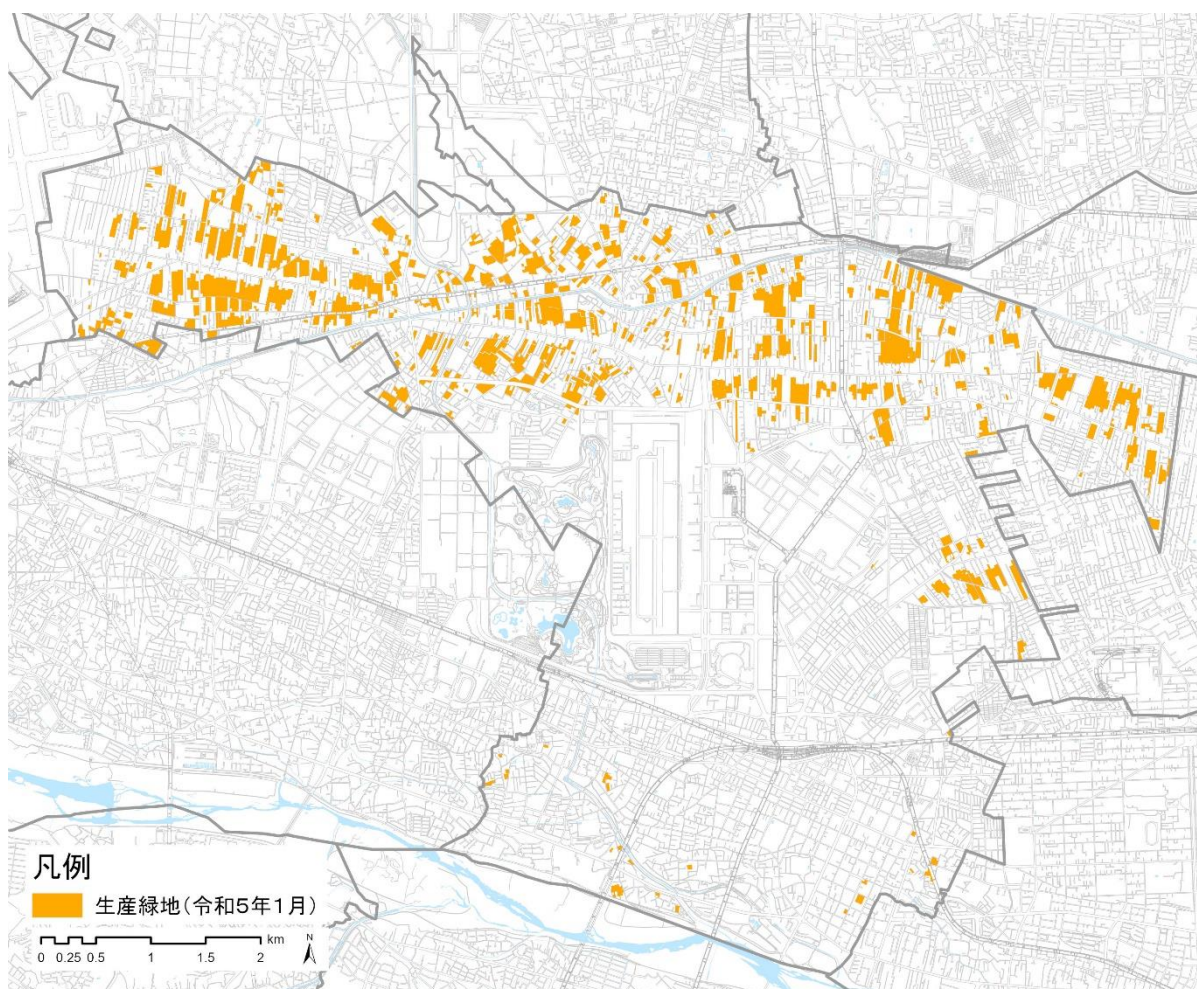
参考) 立川市風致地区条例申請の手引 (平成 29 年 6 月)

(2) 生産緑地地区

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とした都市計画の制度です。

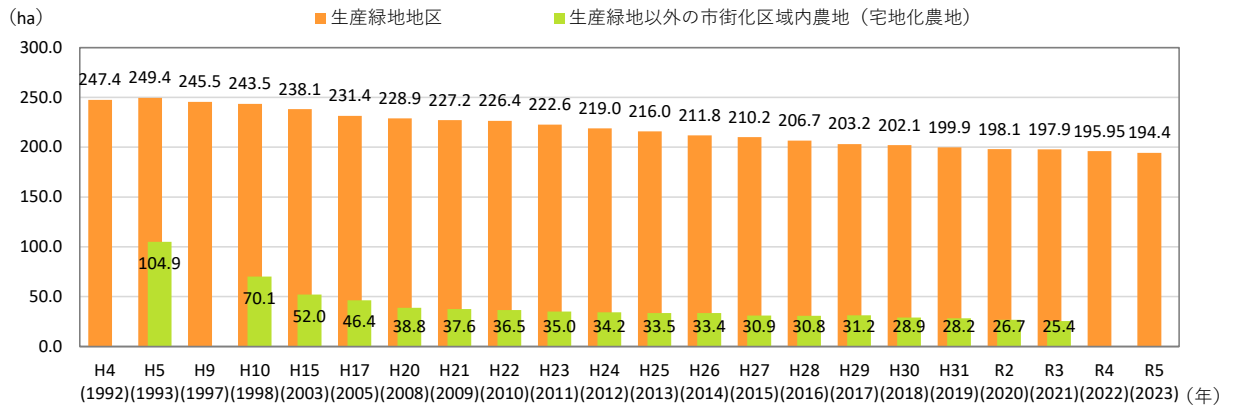
本市では、令和5（2023）年1月1日現在、194.4haを決定しています。生産緑地地区の指定面積は、現行計画に記載された令和2（2020）年1月1日時点の198.1haから3.7ha減少、最初に指定が行われた平成4（1992）年11月時点の247.4haからは53.0ha減少しています。

都市における農業や農地は、新鮮で安全・安心な農産物の供給だけでなく、緑と潤いのある住環境の形成、地域住民の交流や子どもたちの食育・緑育への貢献、さらに災害時の緊急一時的な避難場所の提供等、幅広い役割を担っています。また、本市においては、市の北部を中心に郷土の歴史や文化を伝える存在でもあり、農地の所有者はもとより、市民農園や体験型農園等での農業体験や市内産の農産物購入などを通じて、市民参加で農地の保全を支えていくことが求められます。



※東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)5都市基交著第68号

図 生産緑地地区の分布（令和5（2023）年1月）



- (注) 1 宅地化農地は、課税資料から作成 (各年度分)
 2 生産緑地地区面積は以下のとおり
 平成4 (1992) 年：平成4 (1992) 年11月5日現在
 平成17 (2005) 年：各年12月末現在
 平成20年以降：各年1月1日現在

図 生産緑地地区と生産緑地以外の市街化区域内農地 (宅地化農地) 面積の推移

出典) 東京の土地 2021 (土地関係資料集) (東京都都市整備局)、立川市資料



生産緑地地区

(3) 保存樹木・保護樹林地

市内に残された貴重な緑を次代へ引き継ぐために、立川市緑化推進条例に基づき、保存樹木、保護樹林地を指定しています。

保存樹木：健全で樹容が美観上すぐれている樹木で、地上 1.5メートルの高さの幹周りが 1.5メートル以上あり、高さが 10メートル以上であるもの。

保護樹林地：その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上すぐれていて、当該土地の面積が 300平方メートル以上ある樹林地。

令和 4（2022）年度末時点で、保存樹木 448 本、保護樹林地 1.55ha を指定しており、主に五日市街道沿線、立川崖線周辺地域に分布しています。

現行計画策定時から保存樹木の本数は 16 本減少、保護樹林地の面積は 0.21ha 減少しています。

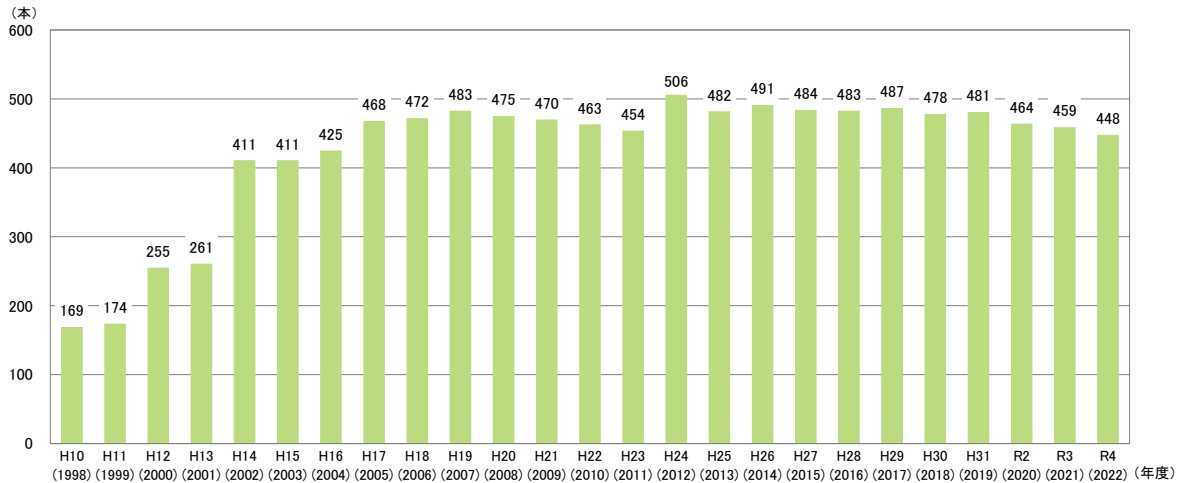
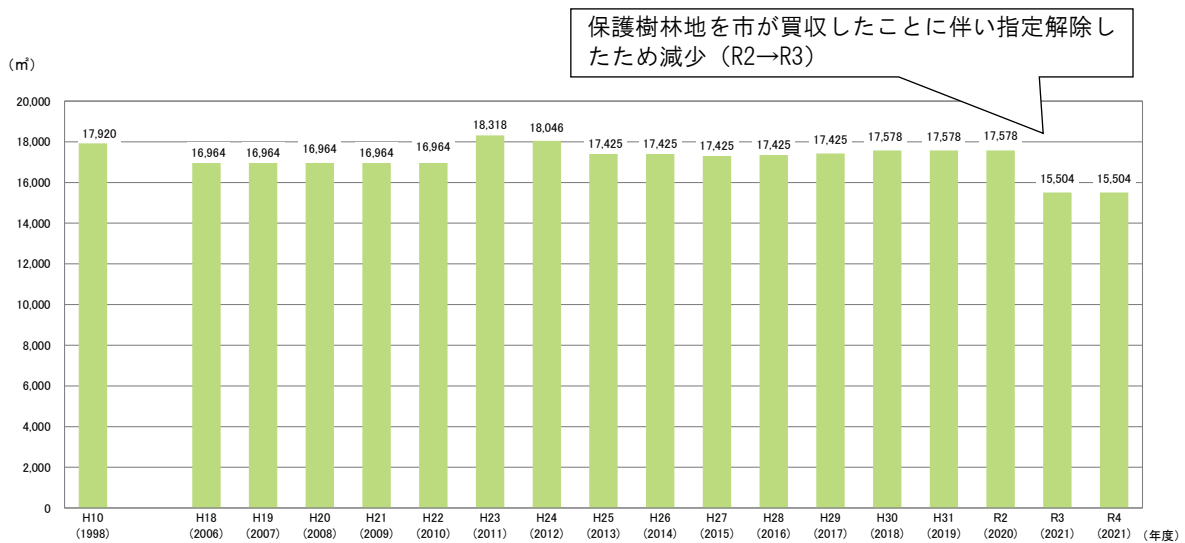


図 保存樹木数

出典) 公園緑地課資料



(注) 平成 11（1999）年度から平成 17（2005）年度まで数値未確定

図 保護樹林地面積

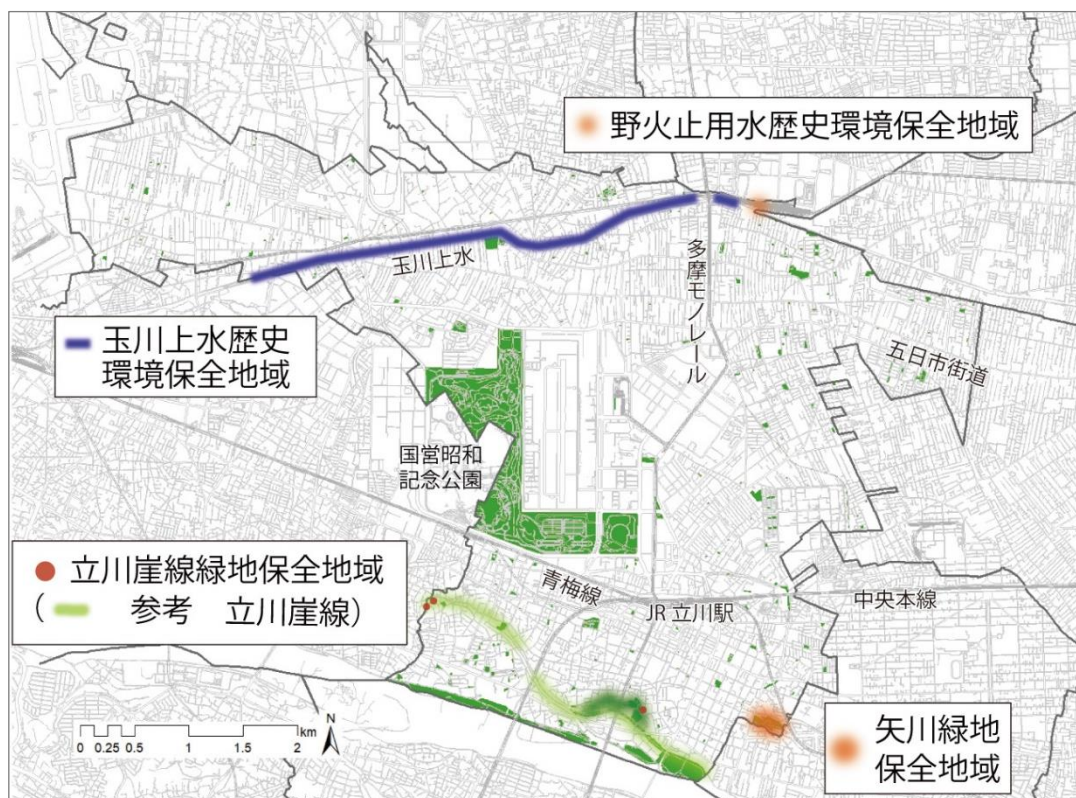
出典) 公園緑地課資料

(4) 東京都保全地域

東京都保全地域は、東京都が「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを保全地域に指定するものです。

本市には、矢川緑地保全地域、立川崖線緑地保全地域、野火止用水歴史環境保全地域及び玉川上水歴史環境保全地域の一部が含まれます。

このうち、矢川緑地保全地域については、湧水や湿地が随所にみられ、多様な動植物の生息・生育地となっています。



※東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 30 都市基交著第 162 号

図 東京都保全地域の位置



矢川緑地保全地域

8 市民協働による緑の保全・創出の取組

本市では、市民の協力により、まちなかの緑化、公園、樹林地等の管理を進めています。

主な取組として、「緑化推進協力員会制度」、「緑地、樹林地等保全ボランティア団体支援制度」、「公園等清掃美化協力員会制度」があります。

緑化推進 協力員会制度

- ・地域の身近な花壇やまちかどにおいて花の育成と育てた花の植え付けなどを行うボランティア
- ・市内7町（富士見町・柴崎町・錦町・羽衣町・曙町・高松町・栄町）で活動



緑地、樹林地等 保全ボランティア 団体支援制度

- ・地域の住民や市内の企業、学生など、グループにて立川市管理の緑地や樹林地で保全活動を行うボランティアを支援する制度
- ・落ち葉・枯れ枝の清掃などの保全活動を年6回以上行う
- ・市は緑地、樹林地等保全ボランティア団体の支援として、アドバイザーの派遣や道具の貸与を実施
- ・現在、5か所の樹林地等で5団体が活動



公園等清掃美化 協力員会制度

- ・地域の団体に公園や緑地で清掃・除草・点検などをお手伝いいただく制度
- ・市は、作業を行うための用具や通信費などとして、公園の面積に応じた活動費を補助

II 現行計画の振り返りについて

1 目標の達成状況

現行計画が掲げた目標について、令和5年8月時点の達成状況は以下の通りです。

<緑の確保目標>

市民アンケートにて把握します。

<各方針の目標>

①緑を守り育む市民の活動を広げる

[公園等清掃美化協力員会管理の公園数]

目標 76 公園に対し、77 公園であり、目標達成しています。

②市民と協力して自然的・歴史的な緑や郷土の緑を維持する

[保存樹木数]

目標 483 本に対し、現況は 448 本であり、35 本減少し目標達成は困難な見込みです。

[保護樹林地面積]

目標「現状維持」に対し、現況は 15,504ha であり減少しています。

[都市農地（生産緑地）の面積]

目標 190ha 以上に対し、現況は 194.38ha であり、目標達成しています。

③公園の整備を着実に進めるとともに、市民協働で公園の活用の幅を広げる

[市が設置・管理する都市公園等面積]

目標 64.2ha に対し、現況は 64.3ha で、目標達成しています。

[公園の柔軟な活用]

目標「モデル事業実施」に対し、進捗無しの状況です。

表 目標達成状況のまとめ

中長期的な目標

今ある貴重な緑を守るとともに、あらゆる場所に新たな緑を創出して緑の総量（みどり率）を維持していく

計画期間の目標 [令和2～6（2020～2024）年度]

緑の確保目標

現状（みどり率約35%）の維持に努めつつ、市民が豊かさを実感できる緑を増やしていく

指標	計画改定時の 現状（平成30年度）	目標（令和6年度）	現状（令和5年度）
市内の住宅地・商業地の緑が豊かだと感じる市民の割合※	住宅地 18.7% 商業地 9.8%	現状維持	市民アンケートにて把握

※緑の基本計画に関するアンケートにおいて緑の豊かさに関する設問で、緑が「多い」「やや多い」と回答した人の割合

各方針の目標

① 緑を守り育む市民の活動を広げる

指標	計画改定時の 現状（平成30年度末）	目標（令和6年度）	現状（令和5年度）
公園等清掃美化協力員会管理の公園数	73 公園	76 公園	77 公園

② 市民と協力して自然的・歴史的な緑や郷土の緑を維持する

指標	計画改定時の 現状（平成30年度末）	目標（令和6年度）	現状（令和5年度）
保存樹木数	478 本	483 本	448 本
保護樹林地面積	17,578 m ²	現状維持	15,504 m ²
都市農地（生産緑地）の面積	199.92ha	190ha 以上	194.38ha

③ 公園の整備を着実に進めるとともに、市民協働で公園の活用の幅を広げる

指標	計画改定時の 現状（平成30年度）	目標（令和6年度）	現状（令和5年度）
市が設置・管理する都市公園等面積	58.0ha	64.2ha	64.3ha
公園の柔軟な活用	—	モデル事業実施	進捗無し

2 市民アンケートによる現行計画の振り返りの考え方

(1) 5年間の市民意見の変化を把握することで、関連する現行計画の取組を振り返る

対応する計画改定の主旨：

- ① 現行計画の枠組を基本とし、5年間の取組状況を振り返り、さらに強化すべきポイントについて計画内容の拡充を図ります。

特に、現行計画の「重点的な取組」に関連し、以下の設問の回答の変化に着目します。

重点的な取組1 立川の緑の情報と魅力の発信

設問(9) あなたは、【お住まいの地域】の公園をどのくらいの頻度で利用していますか。(一つを選択)

← 公園の利用頻度がアップしたか

設問(15) 【立川市内】の緑や水辺の中で、あなたが次世代に引き継いでいきたいと思うものは何ですか。(複数選択可)

← 引き継いでいきたいと思うものの回答割合がアップしたか、より多様となったか

重点的な取組2 立川公園ガニガラ広場を拠点とした活動の拡大

設問(10) あなたは、【お住まいの地域】の公園で主に何をしますか。(複数選択可)

← 「植物の手入れや清掃などの活動に参加する」の回答割合がアップしたか

設問(17) 緑豊かなまちづくりを進めるために、あなた自身はどのようなことができますか。(複数選択可)

← できると思うことの回答割合がアップしたか、より多様となったか

重点的な取組3 保存樹木、保護樹林地等の保全における市民、ボランティア団体との協働促進

設問(17) 緑豊かなまちづくりを進めるために、あなた自身はどのようなことができますか。(複数選択可)

← 「落ち葉・枯れ枝の清掃など樹林地の保全活動に協力する」の回答割合がアップしたか

重点的な取組4 地域住民、民間事業者と連携した公園の柔軟な活用

設問(13) 【お住まいの地域】の公園について、不満に感じることを教えてください。(複数選択可)

← 「ルールやマナーを守らない人が多い」の回答割合がダウンしたか

重点的な取組5 安全で快適な公園利用を支える維持管理の推進

設問(13) 【お住まいの地域】の公園について、不満に感じることを教えてください。(複数選択可)

← 「樹木や草花の手入れが悪い」、「施設が使いづらい」の回答割合がダウンしたか

(2) 市民が重視する社会課題を把握する

対応する計画改定の主旨：

- ② 近年の新たな社会動向を踏まえ、反映すべき新たな視点について取組を検討します。

＜グリーンインフラの考え方における社会課題への着目＞

グリーンインフラの考え方の下、緑を社会の課題解決に向けて活用することが注目されていることから、市民が立川市において特に重視する社会課題を把握します。

【設問案 1】

緑[※]を、社会課題の解決を図る社会資本整備やまちづくり等に取り入れ、課題解決の基盤として、その多様な機能を持続的に活用するグリーンインフラの考え方が注目されています。

※緑とは

- ・ 樹林地（崖線上の斜面林、雑木林、社寺林、屋敷林等）、草地、農地及び公共施設・民間施設・住宅の庭先等で緑に被われている空間
- ・ 河川、用水・分水、池沼、湿地、湧水地等の水面及び水辺地
- ・ 緑に被われていないものの永続性、公開性の高いオープンスペース（公園、広場、グラウンド等のうち、緑に被われていない部分）や芝地

このような考え方をふまえ、緑の基本計画において議論すべき、立川市において特に重要と考える社会課題は何ですか。（複数選択可）

- 1 子育て
- 2 保健・福祉
- 3 災害に強い都市の形成（避難地・避難路の形成、延焼防止、復旧活動の拠点、浸水対策 等）
- 4 暑熱対策・ヒートアイランド現象への対策
- 5 生きものの生息場所や生物多様性の確保
- 6 ゼロカーボン
- 7 にぎわい創出
- 8 コミュニティの形成
- 9 歴史や文化の継承
- 10 良好な景観の形成

<計画期間に人口減少が始まる見通し>

立川市に住み続けたいと考える市民が感じている市内の緑の特徴の傾向を把握し、その特徴を強化したり積極的にPRしたりすることによって、定住人口の確保につなげていくことを検討するために、回答者の立川市への定住意向をあわせて把握します。

【設問案2】

あなたは、これからも立川市に住み続けたいと思いますか。(1つを選択)

- 1 思う
- 2 どちらかといえば思う
- 3 どちらかといえば思わない
- 4 思わない

<公園の利活用>

公園の利活用への注目が高まっています。現行計画時のアンケートでも、お住まいの地域でよく利用する公園を挙げていただいた上、その公園の良いところを伺っていましたが、市民の公園利活用のさらなる促進を検討するための基礎的な情報として、そもそも市民がその公園にどのようにアクセスしているかを把握することが重要です。

【設問案3】

設問(11)で記入した公園に、主にどのような手段で行っていますか。(1つを選択)

- 1 徒歩で
- 2 自転車で
- 3 公共交通機関(バス・電車)で